

海老名市防犯パトロール活動支援金取扱要領

1 趣旨

地域住民が協力しあい、防犯パトロールなどを行うことで、犯罪者を寄せつけず、安全で安心して生活できる街が維持されている。防犯パトロール活動支援金は、住民の自主防犯意識の更なる向上のため、活動に関する費用を市が負担する。

2 申請方法

別紙1活動報告書の提出をもって申請とする。

3 活動報告書

- ・記入項目は、年間回数とのべ参加人数。
- ・8月までの実績と9月以降の計画は、9月30日までに提出すること。
- ・年度実績は、3月15日までに提出すること。

4 金額

- ・①（実績＋計画）を基礎資料として、次年度の予算計画を作成する。
- ・上限金額を設ける。
- ・市政連絡委託費に加算して支払う。
- ・①（実績＋計画）の提出が期日を過ぎた場合は、次年度の支払いは無しとする。
- ・②年度実績が①（実績＋計画）を超えた数の支払いは無しとする。

5 支援の範囲

次の6に掲げる基準を満たす防犯パトロール活動を対象とする。

6 防犯パトロール活動の基準

（1）目的

空き巣被害防止、児童連れ去り防止、危険箇所の見回り、不審車両・不法投棄の発見、声かけによる不審者抑止、防犯灯の球切れ点検など

（2）構成員

- ・自治会又は、自治会連合区域の居住者。自治会加入者に限らない。
- ・年齢は問わない。ただし、パトロール時に未成年者がいる場合、成人者が未成年者数以上いること。
- ・パトロールは、複数名で行うこと。

(3) 服装、携行品

- ・ビブス、タスキ、腕章のいずれかを全員が着用すること。
- ・拡声器、拍子木、ホイッスル、懐中電灯、赤色誘導棒、のぼり旗などを携行すること。

(4) 日誌等

- ・パトロール毎に記録をすること。
- ・日付、時間（開始時刻～終了時刻）、参加者名、内容（重点目的など）、気づいた事などの申し送り事項を記載すること。

(5) 対象となる活動

- ・時間は、概ね 15 分以上を対象とする。
- ・同時刻に複数班で別コースをパトロールする場合は、1 回と数えること。
- ・「児童の登下校の付き添い」は、構成員、時間、服装、携行品の条件を満たし、年間計画に添ったものを対象とする。
- ・「立哨（道路横断補助）活動」は、対象外とする。
- ・青色回転灯装備車による防犯パトロールは、対象外とする。

(6) その他

この要領に定めのない事項は、その都度、市と当該自治会等が協議して決定するものとします。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。